**○農林水産省告示第千九百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市明宝奥住字橋詰三一九一の一、三一九一の二、三一九一の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字橋詰三一九一の一・三一九一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一九一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町入間字山王平四五四の一、四五四の二、四五五の一、四五五の二、四六一から四六三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町岩瀬字向平一三七七の二から一三七七の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町相生字雛成向一五七一の一、一五七一の二、一五七五、一五七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町大ケ洞字林ケ洞六五九の二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字臨滓山四三五二の三、四三五二の一七、四三五二の二六、四三五二の三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ケ原町大字今須字飼野谷三七八七の一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関ケ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第六百三十号**

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年六月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

「新潟県及び長野県の知事に」の次に「、東日本大震災復興特別会計の住宅施設災害復旧事業費補助については、岩手県、宮城県及び福島県の知事に」を加える。

一の1（東日本大震災復興特別会計）の表の目の欄中、「東日本大震災復興交付金」の次に「住宅施設災害復旧事業費補助」を加える。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

**○海難審判所告示第二号**

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十五年六月十七日

横浜地方海難審判所理事官　榎木園正一

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

宮城県

鈴木　芳治　昭和四十四年四月十七日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇一〇〇七〇〇二四八六一号

免許証の交付年月日

平成二十四年六月二十日